

社団法人化について

2026/7/5

JOA理事

佐藤鉄也

1

法人の定款に定める重要事項について協議を行い、以下の内容が議決された。

1. 会員区分以については、以下の区分を設ける
 - 正会員
 - 準会員
 - 賛助会員
 - 名誉会員
2. 社員は正会員のうちMORJまたはオステオパシー学位の保有者、およびJCO卒業生とし、他の会員は社員に含めない。

2

3. JOAの法人事業の範囲としては、以下のものを定款に含める

- 国内セミナー・国際セミナー等の教育事業
- オステオパシーに関する研究・学術活動
- オステオパシー教育機関の運営
- 学会誌・機関紙・教材・教育コンテンツ等の出版・制作
- 会員相互の情報交換・研修機会の提供
- 普及啓発活動
- 災害時支援やアスリート支援ボランティア活動等の社会貢献活動
- オステオパシー施術院の運営
- 基金・寄付等を活用した活動
- その他、法人の目的達成に必要な事業

4. 理事の選任方法については、社員総会での議決（社員による選挙）によるものとし、候補者は立候補または推薦によるものとする

- 理事選出の選挙のタイミングや頻度（2年に一度、年次社員総会を想定）も明記することとする
- 理事の人数（5-8名）を明記する。
- なお、外部人材・学識経験者等を理事に加える可能性を残すため、理事を社員に限定しない方向だが、詳細は司法書士と確認する

5. 代表理事の選任方法については、理事会での議決（理事による選挙）によるものとし、候補者は立候補または推薦によるものとする

今後の方向について

司法書士への依頼（約20万円弱の報酬を想定）し、法人を設立後、2027年中に移行を進める